

松江市告示第110号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第5項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金としての指定を追加したので同条第7項の規定により告示する。

令和8年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
社会福祉法人	上口福祉会	松江市古志原六丁目8番10号	有料老人ホーム古志原	有料老人ホーム古志原運営事業	運営事業費寄附金	令和8年3月31日から
社会福祉法人	開花	松江市比津が丘四丁目2番34号	中央児童クラブ	中央児童クラブ運営事業	運営事業費寄附金	令和8年3月31日から
			中央第2児童クラブ	中央第2児童クラブ運営事業		
			津田児童クラブ	津田児童クラブ運営事業		
			比津松寿苑	比津松寿苑運営事業		
			本のほいくえん	本のほいくえん運営事業		